

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
居宅介護計画等	居宅介護計画等の内容について具体的な記載が不十分で、利用者等への説明も不足していた。また、サービス提供責任者が実施状況の把握をしていなかった。	都条例第155号第10条 障発第1206001通知 第三の3(16)①、②、④)	2
虐待防止	虐待防止責任者を設置していなかった。	都条例第155号第3条第3項 障害者虐待防止法第14条	1
苦情解決	苦情受付から解決までの記録がなかった。	社会福祉法第82条 都条例第155号第39条第1項、第2項	1
介護給付費の額に係る通知等	介護給付費等の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていなかった。	都条例第155号第27条第1項	1
衛生管理等	手指を消毒するための備品等の備えがなかった。また、感染症対策マニュアルの作成と周知がされていなかった。	都条例第155号第8条、第34条第2項 障発第1206001通知 第三の2(3)、第三の3(23)	1
掲示	運営規程、事業の実施状況、相談支援専門員の有する資格虐待防止責任者等重要事項等の掲示がされていない。	都条例第155号第35条	1
会計区分	当該サービスが経理規程上のサービス区分に位置付けられていなかった。	都条例第155号第41条 会計基準省令第10条	1